明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

# 人事異動

## 内閣

国務大臣に任命する（各通）
　国務大臣　江田　五月
法務大臣を命ずる
　同　枝野　幸男
経済産業大臣を命ずる
　同　中野　寛成
国土交通大臣を命ずる
　同　与謝野　馨
内閣官房長官を命ずる
　同　江田　五月
国家公安委員会委員長を命ずる
　同　枝野　幸男
　同　与謝野　馨
内閣府特命担当大臣を命ずる（各通）
　同　枝野　幸男
　同　海江田万里
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第一順位の国務大臣に指定する
　同　江田　五月
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第二順位の国務大臣に指定する
　同　前原　誠司
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第三順位の国務大臣に指定する
　同　鹿野　道彦
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第四順位の国務大臣に指定する
　同　中野　寛成
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣に指定する
　同　細川　律夫
内閣法第九条の規定による臨時に内閣総理大臣の職務を行う第五順位の国務大臣の指定を解く
　同　中野　寛成
公務員制度改革を推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
　同　中野　寛成
北朝鮮による拉致問題の早期解決を図るため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
　同　大畠　章宏
海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
　同　玄葉光一郎
宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
　同　与謝野　馨
社会保障及び税に関する改革を一体的に推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
　同　村田　蓮舫（蓮　舫）
公務員制度改革を推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整担当を解く
　同　海江田万里
宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整担当を解く
　内閣府特命担当大臣　枝野　幸男
沖縄及び北方対策を担当させる
　同　村田　蓮舫（蓮　舫）
消費者及び食品安全を担当させる
　同　与謝野　馨
経済財政政策を担当させる
　同　玄葉光一郎
科学技術政策を担当させる
　同　与謝野　馨
少子化対策を担当させる
　同　与謝野　馨
男女共同参画を担当させる
　内閣官房副長官　藤井　裕久
内閣官房副長官に任命する
　国務大臣　仙谷　由人
　同　馬淵　澄夫
　同　岡崎トミ子
願に依り本官を免ずる（各通）
　同　大畠　章宏
経済産業大臣を免ずる
　同　海江田万里
内閣府特命担当大臣を免ずる
　内閣官房副長官　古川　元久
願に依り本官を免ずる（以上一月十四日）